

## 伊予市巡回相談員設置要綱

伊予市告示第 21 号

平成 28 年 2 月 9 日

(目的)

第 1 条 この要綱は、市が保育所等の子どもやその保護者が集まる施設又は場への巡回等を行い、障害が気になる段階から必要な支援を実施できる体制を整備するため、巡回相談員（以下「相談員」という。）を設置し、もって発達障害児等の福祉向上を図ることを目的とする。

(相談員)

第 2 条 市長は、保健師、児童指導員、保育士、教諭等の資格を有する者で、かつ、発達障害に関する知識を有する者を相談員として、伊予市総合保健福祉センター内に設置する。

(巡回支援等の対象者)

第 3 条 相談員による巡回等の支援（以下「巡回支援等」という。）の対象となる者は、市内に住所を有する 18 歳未満の幼児・児童・生徒等で、障害又は学習面や社会性において軽度な遅滞やつまずき等のある者並びに市長が特に必要と認めた者（以下これらを「対象者」という。）とする。

(業務の内容)

第 4 条 相談員は、保育所その他の対象者及びその保護者が集まる施設又は場への巡回支援等を実施し、施設等の支援を担当する職員及び対象者の保護者に対し、障害の早期発見及び早期対応のための助言等の支援を行なうものとする。

(巡回支援等の実施方法)

第 5 条 相談員は、次に掲げる事項に基づき、巡回支援等に当たるものとする。

- (1) 巡回支援等の実施は、あらかじめ、巡回相談員活動計画書（様式第 1 号）を作成し、これに基づき行うものとする。
- (2) 相談員は、前条に定める業務の内容に基づき、巡回支援等を行うことを基本とするが、特定の場所を拠点とした面談又は講習その他の方法による支援も行うことができるものとする。
- (3) 巡回支援等の事案に応じて適切な支援に結び付けられるよう、行政機関、相談支援機関その他の関係機関との連携強化に努め、専門的な

支援の必要がある場合には、専門機関に連絡する等の対応を行うものとする。

(4) 巡回支援等の活動内容は、毎月、巡回相談員活動報告書（様式第2号）により市長に報告しなければならない。

(5) 相談員は、各種研修を活用することにより、適切な専門性の知識の確保に努めるものとする。

（相談員証）

第6条 市長は、相談員に対し、伊予市巡回相談員証（様式第3号。以下「相談員証」という。）を交付する。

2 相談員は、巡回支援等を行うときは、常に相談員証を携帯し、その提示を求められたときは、これに応じなければならない。

3 相談員は、その職務に従事しなくなったときは、速やかに相談員証を市長に返納しなければならない。

（遵守事項）

第7条 相談員は、巡回支援等を行うに当たっては、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 相談員は、巡回支援等において、事故が発生した場合は、市長及び関係者に速やかに連絡を行なうとともに、必要な措置を講じなければならない。

(2) 相談員及び巡回支援等に関与する他の職員は、業務上知り得た対象者等に関する情報を正当な理由なく漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

（その他）

第8条 この要綱に定めるもののほか、巡回支援等の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、平成28年4月1日から施行する。

（準備行為）

2 第2条の規定による相談員の設置のために必要な行為は、この告示の施行の日前においても、行うことができる。